



浄化槽を廃止するときは、 最終清掃(汚泥等の引き抜きや洗浄など)を 実施してください!!

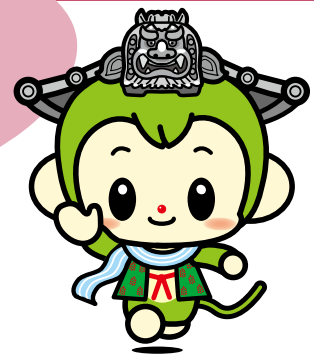
浄化槽内部に汚泥などが残ったまま、浄化槽を解体する事例が発生しています。

建築物を解体するときや下水道へ切り替えるときなど浄化槽を廃止する場合は、解体を行う前に、坂祝町の許可を受けている一般廃棄物処理業者に依頼して、浄化槽の最終清掃を適正に行ってください。

また、浄化槽内の汚泥などを除去することなく地下浸透させる行為や、水路などに流す行為は、廃棄物の処理および清掃に関する法律（廃掃法）に違反しますので、絶対に行わないでください。一般廃棄物処理業者などご不明な点は、水道環境課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 水道環境課 ☎ 66-2407

広報さかほぎの広告を 募集しています!



坂祝町では、「広報さかほぎ」に掲載する広告の募集を行っています。

企業や団体のイメージアップなどにぜひ広告掲載のご検討を願います。

毎月1回、各自治会を通して各家庭に配布している他、スーパーセンターオークワ坂祝店、町の各施設などにも配置していますので、広告効果に期待できます。

■広告媒体

- 広報さかほぎ

月1回（15日発行）で町内全体に配布しています。1号当たりの発行部数は2,500部です。

■規格・1号あたりの掲載料

- 縦5.0cm×横8.5cm …………… 町内事業者 2,500円 町外事業者 3,750円
- 縦5.0cm×縦18.0cm …………… 町内事業者 5,000円 町外事業者 7,500円

■申込方法

- 坂祝町HP（トップページ → 事業者向け → 広告募集）より申請書をダウンロードください。
- 広告原稿は広告主が作成してください。

■問い合わせ先

総務課 企画係 ☎ 0574-66-2401